

年金記録確認青森地方第三者委員会（第 22 回）議事要旨

1 日 時 平成 20 年 1 月 10 日（木）13 時 30 分～16 時 30 分

2 場 所 青森合同庁舎 4 階共用会議室

3 出席者

（委員会）竹本委員長、倉成委員長代理、鎌田委員、成田委員、山岸委員、榊委員、
戸澤委員

（委員会事務局）工藤事務室長、大越事務室次長 ほか

（青森行政評価事務所）鈴木所長

4 主な議題

- (1) 申立て事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

(1) 申立て事案の審議

事務室から、継続事案 72 件（国民年金 35 件、厚生年金 37 件）に係る進捗状況について報告を行い、次に、青森社会保険事務局から青森地方第三者委員会事務局に転送された新規事案 5 件（国民年金 5 件）について関連資料の説明を行った後、各委員から自由に意見を求める形で議論が行われた。

議論では、各事案に関する提出資料の検証・分析及び論点整理などについて意見交換が行われたが、あっせんの結論には至らず、77 事案とも継続審議とすることで合意がなされた。

(3) その他

次回の地方第三者委員会は、1 月 17 日（木）13 時 30 分から開催することとなった。

〔 文責：青森地方第三者委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認青森地方第三者委員会（第 23 回）議事要旨

1 日 時 平成 20 年 1 月 17 日（木）13 時 30 分～16 時 30 分

2 場 所 青森合同庁舎 4 階共用会議室

3 出席者

（委員会）竹本委員長、倉成委員長代理、鎌田委員、成田委員、山岸委員、榊委員、
戸澤委員

（委員会事務局）工藤事務室長、大越事務室次長、上田事務室次長 ほか

4 主な議題

- (1) 申立て事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 申立て事案の審議

事務室から、継続事案 77 件（国民年金 40 件、厚生年金 37 件）に係る進捗状況について説明を行った後、各委員から自由に意見を求める形で議論が行われた。

議論の結果、継続事案の国民年金事案 4 件について、記録訂正の必要があるとのあっせん案を決定した。

それ以外の事案については、各事案に関する提出資料の検証・分析及び論点整理などについて意見交換が行われたが、あっせんの結論には至らず、73 事案とも継続審議とすることで合意がなされた。

- (3) その他

次回の地方第三者委員会は、1 月 24 日（木）13 時 30 分から開催することとなった。

〔 文責：青森地方第三者委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認青森地方第三者委員会（第24回）議事要旨

1 日 時 平成20年1月24日（木）13時30分～16時30分

2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室

3 出席者

（委員会）竹本委員長、倉成委員長代理、鎌田委員、成田委員、榊委員、猪原委員

（委員会事務局）工藤事務室長、大越事務室次長、上田事務室次長 ほか

（青森行政評価事務所）鈴木所長

4 主な議題

(1) 申立て事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 申立て事案の審議

事務室から、継続事案73件（国民年金36件、厚生年金37件）に係る進捗状況について報告を行い、次に、青森社会保険事務局から青森地方第三者委員会事務局に転送された新規事案4件（国民年金4件）について関連資料の説明を行った後、各委員から自由に意見を求める形で議論が行われた。

議論の結果、継続事案の国民年金事案2件について、記録訂正の必要があるとのあっせん案を決定した。

それ以外の事案については、各事案に関する提出資料の検証・分析及び論点整理などについて意見交換が行われたが、あっせんの結論には至らず、75事案とも継続審議とすることで合意がなされた。

(3) その他

次回の地方第三者委員会は、1月31日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：青森地方第三者委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認青森地方第三者委員会（第 25 回）議事要旨

1 日 時 平成 20 年 1 月 31 日（木）13 時 30 分～16 時 30 分

2 場 所 青森合同庁舎 4 階共用会議室

3 出席者

（委員会）竹本委員長、倉成委員長代理、鎌田委員、成田委員、山岸委員、榊委員、
戸澤委員、猪原委員

（委員会事務局）工藤事務室長、大越事務室次長、上田事務室次長 ほか

（青森行政評価事務所）鈴木所長

4 主な議題

(1) 申立て事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 申立て事案の審議

事務室から、継続事案 75 件（国民年金 38 件、厚生年金 37 件）に係る進捗状況について報告を行い、次に、青森社会保険事務局から青森地方第三者委員会事務局に転送された新規事案 4 件（国民年金 4 件）について関連資料の説明を行った後、各委員から自由に意見を求める形で議論が行われた。

新規事案 4 件のうち 1 件については、申立人から申立取下書の提出があったため、事務室から委員に対し、取り下げ事案として処理する旨の報告がなされた。

議論の結果、継続事案の国民年金事案 2 件について、記録訂正の必要があるとのあっせん案を決定した。

また、継続事案の国民年金事案 1 件及び厚生年金事案 1 件について、記録訂正の必要はないと判断した。

それ以外の事案については、各事案に関する提出資料の検証・分析及び論点整理などについて意見交換が行われたが、あっせんの結論には至らず、74 事案とも継続審議とすることで合意がなされた。

(3) その他

次回の地方第三者委員会は、2 月 14 日（木）13 時 30 分から開催することとなった。

文責：青森地方第三者委員会事務局
後日修正の可能性あり